



平成29年度十和田市婚活支援事業 十和田市内で開催される 婚活支援事業経費を補助します！

十和田市における少子化対策の一環として、結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業又は結婚を促進するための事業を行う団体に対して、補助金を交付します。



1. 補助対象団体

県内に事業所等を有する団体。（宗教団体・政治団体を除く。）

2. 補助対象事業

結婚を希望する男女に対して健全な出会いの機会と交流の場を提供するもの又は異性とのコミュニケーション力の向上に寄与するものであって、次のいずれにも該当する場合が対象となります。

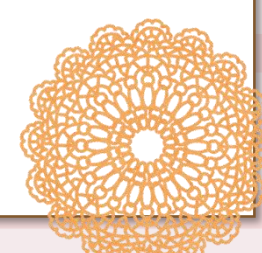
- ・20歳以上の男女を対象とすること。
- ・10人以上参加すること。
- ・市内の施設等を1か所以上会場として利用すること。
- ・平成30年3月31日までに実施すること。

※上記の記載にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- ・宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・市が実施する他の補助金の交付を受けるもの
- ・交付決定時において事業に着手しているもの
- ・団体内における構成員のための福利厚生が目的と認められるもの

3. 対象経費

- ・報償費
- ・事業実施に必要な物品購入等に係る消耗品費
- ・印刷製本費
- ・車両借上げの場合に限り燃料費
- ・通信運搬費
- ・広告料
- ・手数料
- ・保険料
- ・旅行の企画・運営費（参加者の交通費及び宿泊費を除く。）、会場設営、ポスターの図案作成等に係る委託料
- ・使用料及び賃借料



4. 補助金額

補助対象者	補助金の額
十和田市婚活応援サポーター団体 ※結婚を希望する独身男女の出会いから結婚までを応援し、身近な世話人として協力する者であって、十和田市に登録を受けているもので構成する団体をいう。	補助対象経費の全額又は30万円（上十三・十和田湖広域定住自立圏外に住所を有する者が半数以上参加する場合には、50万円）のいずれか低い額以内とする。
上記以外の団体	補助対象経費の全額又は10万円（上十三・十和田湖広域定住自立圏外に住所を有する者が半数以上参加する場合には、30万円）のいずれか低い額以内とする。

補助金の交付の回数は、1団体につき、年度内1回のみ。

5. 交付申請

婚活支援事業開催予定日の7日前までに、交付申請書を提出してください。

※団体概要説明書、団体の規約又は会則、構成員名簿その他団体の概要が分かる書類、事業計画書、収支予算書、債権者登録申請書、誓約書の添付が必要となります。

6. 実績報告

平成30年3月31日までに、実績報告書を提出してください。

※事業実績書、収支決算書、領収証や受領書などの支払を証明するものの写し、事業実施時の記録写真の添付が必要となります。

7. 補助金の支払い

- 補助金の支払は、補助金額確定後（確定通知書送付後）に、団体代表者の口座へ振込となります。
- 婚活支援事業開催経費の支払いは、一時的に団体代表者等の立替払いが生じますので、ご了承願います。（補助金の事前の支払いは行いません。）

8. 注意事項

予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、平成29年度中に婚活支援事業を計画している方は、お早めにご相談ください。

【お申込み・お問い合わせ】

十和田市 企画財政部 政策財政課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL：0176-51-6712 FAX：0176-24-9616

MAIL：seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

※詳細情報や申請書類は、十和田市ホームページにてご確認ください。

十和田市婚活支援

